

2022 年度 第 55 回関東大学サッカー大会（関東大学サッカーリーグ戦〔2部〕参入戦） 開催要項

第 1 条〔大会正式名称〕

2022 年度 第 55 回関東大学サッカー大会（関東大学サッカーリーグ戦〔2部〕参入戦）

第 2 条〔主催及び主管団体〕

（1）主催団体：一般社団法人関東サッカー協会 一般財団法人関東大学サッカー連盟

第 3 条〔日程〕

2022 年 10 月 26 日（水）、29 日（土）、11 月 5 日（土）、12 日（土）、19 日（土）、26 日（土）

第 4 条〔目的〕

2023 シーズン「関東大学サッカーリーグ戦〔2部〕」へ参入する 2 チームおよび本大会後に実施される「2022 年度 関東大学サッカーリーグ戦 2 部参入プレーオフ決定戦」に出場できる 2 チームを決定する

なお、本大会（第 55 回）に出場するチームは、2023 シーズンに新設される「関東大学サッカーリーグ戦〔3部〕」へ参入できる

第 5 条〔参加資格〕

本リーグ戦への参加資格を有するチーム及び選手は、以下の各項を満たす者に限る

- （1）当該年度、（公財）日本サッカー協会（以下、「JFA」とする）、（一財）全日本大学サッカー連盟（以下、「JUFA」とする）及び本連盟に登録されている
- （2）単独の大学の学生で構成されたチーム並びに当該各大学所属の選手である
- （3）チームを構成する選手の中に外国籍を有する選手を含む場合、大会エントリー 30 名中 5 名以内とし試合エントリー・常時出場ともに 5 名以内とする。（JFA が定める準加盟チームはこの限りではない）
- （4）本連盟 加盟条件 第 1 条第 5 項に関する条件を満たすこと
- （5）ただし、参加資格に疑義がある場合は、本連盟理事会にて裁定する

第 6 条〔参加チームの選出〕

- （1）各都県代表の決定はすべての加盟大学が参加できる予選リーグを行い、代表チームを決定する
- （2）本大会は、各都県予選リーグ及び大会プレーオフを勝ち抜いた 12 チームにて行う。各リーグからの出場枠は以下の通りとする
東京都：4 チーム、神奈川県：1 チーム、千葉県：1 チーム、Norte：2 チーム、プレーオフ枠：4 チーム
- （3）大会プレーオフへの出場は各リーグの最終順位に基づいた次点 2 チームずつの計 8 チームが出場する

第 7 条〔参加申込〕

- （1）参加資格を得たまたは得る可能性のあるチームは、エントリー所定用紙を作成し、2022 年 10 月 19 日（水）18:00 までに指定宛先に送付すること
- （2）参加申し込み選手は 30 名以内とする（背番号は 1 番から 30 番で必ず連番で登録する）
- （3）参加申し込み後の選手の追加登録は 3 名（背番号は 31 番から 33 番で必ず連番で登録する）を上限として認める
ただし別途定める所定の手続きを経る必要がある

第 8 条〔代表者会議〕

- （1）代表者会議は 10 月 24 日（月）19:00～ WEB にて実施する
- （2）代表者会議の出席者は 1 名とし、チームを代表して意思決定をなし得る者に限る
- （3）本会議に理由なく欠席した場合、本大会の参加を停止する
- （4）JFA KICK OFF 登録システムより登録選手一覧（カラー・写真あり・番号あり）を PDF 化し、代表者会議前日までに指定された宛先まで送付すること

第 9 条〔ユニフォーム〕

JFA ユニフォーム規定に準ずる。各チーム・選手は本大会に登録した色彩（正・副最低 2 組）および同一の背番号を付したユニフォームを使用しなければならない

第 10 条〔試合球〕

試合球は「MIKASA FT550B-YP-JUFA」とし、試合をマルチボールシステムにて行う

第 11 条〔試合の組合せ〕

組合せ抽選会は 10 月 24 日（月）19:00～ WEB にて実施する

（1）プレーオフ

- ① 同一予選リーグの対戦は行わないこととし、予め各予選リーグ次点順位 1 位のチームを対戦カード左側に配置する
- ② 各予選リーグ次点順位 2 位のチームをフリーで抽選を行う。なお、同一予選リーグの対戦カードとの対戦となった場合には、再度抽選を行い対応する

(2) 本大会

2 グループ各 6 チームのリーグ戦方式（1 回戦総当たり）にて本大会を実施する

なお、複数チーム出場枠のあるリーグについては、それぞれのグループに均等に振り分けるものとする
抽選順は以下の通りとする

- ① Group A に東京都 1 位、Group B に東京都 2 位を予め振り分ける
- ② 東京都 3 位・4 位の抽選を行う
- ③ ノルテ 1 位・2 位の抽選を行う
- ④ 神奈川 1 位→千葉 1 位→プレーオフ枠（4 枠）の抽選を行う

第 12 条【試合方法】

- (1) 試合時間は 90 分とする。また、後半のキックオフ時刻は、前半終了時刻の 15 分後とする。ただし、終了時刻の秒数については切り捨てとする
- (2) 大会プレーオフのみ、90 分を終了して勝敗が決しない場合は 10 分ハーフの延長戦を行う
それでも決しない場合は、ペナルティーキック方式により勝敗を決定し、本大会への出場チームを決定する
- (3) 試合の競技規則は当該年度（公財）日本サッカー協会競技規則による。
交代に関しては、競技開始前に登録した最大 9 名の交代要員の中から 5 回 5 名の交代が認められる。
- (4) 試合中、主審より退場・退席を命じられた者は、本大会の次の 1 試合に出場することができない
- (5) 各 1 試合を通じて、主審より警告を 2 回受けた選手は、次の 1 試合に出場することができない
また、本大会において累積 2 回の警告を受けた者は、次の試合の出場することが出来ない

第 13 条【順位決定】

- (1) 第 5 節終了時点での、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する
ただし勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する
 - ① リーグ戦全試合の得失点差
 - ② 全試合の反則ポイント（算出方法については次項に記載）
 - ③ 当該チーム間の対戦成績
 - ④ リーグ戦全試合の総得点数
 - ⑤ 抽選 ※抽選は、昇降格チームの決定等、理事会が必要と判断した場合のみ実施される
- (2) 前項第 2 号の反則ポイントの計算は以下の通りとする
 - ① 一発退場及び一発退席は 1 回につき 4 ポイント（同一試合における警告 2 回による退場は 1 ポイント）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止試合 1 試合につき 2 ポイントとして加算する
 - ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告 1 回につき 1 ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告 2 回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする
- (3) 新型コロナウイルス感染症により不戦敗が発生した場合の順位決定方法
大会全日程終了時に、不戦敗が 1 試合以上発生している場合
大会全日程終了時点でのチーム毎の実施試合数をもとに勝点を算出し、それをもとに 1 試合あたりの勝点を割り出し、その数値をもとに順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する
 - (イ) 1 試合あたりの反則ポイント
 - (ロ) 1 試合あたりの得点数
 - (ハ) 1 試合あたりの失点数
 - (ニ) 抽選 ※抽選は、昇降格チームの決定等、理事会が必要と判断した場合のみ実施される

第 14 条【昇格条件】

各グループ優勝チームは、翌シーズンの関東大学サッカーリーグ戦 [2 部] へ自動昇格する

各グループ 2 位のチームは、「2022 年度 2 部参入プレーオフ決定戦」に出場する

第 15 条【最強のチームによる試合参加】

大会参加チームは、大会全試合においてその時点における最強のチーム（ベストメンバー）で試合に臨まなければならない

第 16 条【試合会場への到着】

原則として双方のチームは、キックオフ 60 分前までに試合会場に到着しなければならない

第 17 条【キックオフ時刻の厳守】

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない
- (2) 不可抗力によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前承認を得なければならない
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻に試合会場に現れない場合、相手チームはキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う
- (4) 前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻とする（主審が指定し、マッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）

第 18 条〔エントリー後の選手変更〕

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。尚、本校によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする
 - ① 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる
 - ② 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる
- (2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる
- (3) 前 2 項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない

第 19 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、エントリーされた者だけが着席できる
- (2) 交代要員は、試合進行に影響を及ぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤーと異なる色のピブスを着用しなければならない
- (3) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない
- (4) チームは、協会および本連盟の決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない
- (5) 前項の定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および AD 証で規制される通行可能エリアに立ち入ってははいけない
- (6) 前 4 項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない
- (7) 前 2 項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない
- (8) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは 2 名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない
- (9) 本条第 1 項から第 4 項、第 6 項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会または本連盟より処分を決定される

第 20 条〔テクニカルエリアの使用〕

「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ 1 名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる

第 21 条〔試合の中止および中断の決定〕

試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、該当チームの責任者の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前や試合前日等にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、本連盟理事長及び事務局がマッチコミッショナーの意見を参考のうえ決定する

第 22 条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となり、常務理事会にて当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める

- ① 90 分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該開催不能または中止試合において、違反行為が行われたまたはその疑いがある場合、常務理事会ならび規律委員会において調査、審議および懲罰の決定が行われる
- ② 中止時点から再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録とされ
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

第 23 条〔審判員〕

- (1) 本連盟は、大会の以下に定める審判に審判員について、(一社) 関東サッカー協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員の派遣を、原則として全試合の主審 1 名及び副審 2 名を対象に依頼する
- (2) 前項以外の審判員について第 3 条に定める各会場主管団体の 3 級資格保有審判員にて行う
- (3) 審判員は、キックオフ時刻の 60 分前までに試合会場に到着しなければならない
- (4) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる自体が生じた場合、第 4 の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、本連盟が協議のうえ対応を決定する

第 24 条〔運営員および補助係員〕

本連盟が主催及び主管する全大会は、学生が主体となり試合運営を実施しており、参加大学の運営協力が不可欠である。参加大学は各試合において連盟が指定する人数の運営員及び補助係員を各チームの責任により派遣しなければならない

第 25 条〔経費〕

大会運営費以外の大会参加のための一切の経費（旅費・宿泊費・その他）は参加者の負担とする

第 26 条〔新型コロナウイルス感染症への対策及び試合実施可否〕

新型コロナウイルス感染症への対策については別紙『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下、「Covid-19 ガイドライン」）とする』を参照すること。新型コロナウイルス感染症に関連して万が一試合出場または大会出場を辞退する場合には、大学本部側から本連盟宛に書面にて活動停止証明書を提出する必要がある、それをもって該当する試合を不戦敗として対応することとする

大学側が活動休止要請を行わない場合、試合実施の判断は以下に沿って行う

（1）チーム内に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応

- ① 当該チーム内での陽性者及び Covid-19 ガイドラインに基づいた濃厚接触者疑い者を除き、その時点での大会登録選手が 14 名以上いる場合は、試合を実施する
- ② 当該チーム内での陽性者及び Covid-19 ガイドラインに基づいた濃厚接触者疑い者を除き、その時点での大会登録選手が 14 名未満の場合は、次項に定める「新型コロナウイルス感染症特例登録制度」を適用し、新たに登録された選手で、試合を実施する

（2）新型コロナウイルス感染症特例登録制度は、試合延期ができない本大会における不戦敗をなくすことを目的として設定する。本特例追加登録は前項第 2 号に該当した場合に限り適用する。運用方法は以下の通りとする。ただし別途定める所定の手続きを経る必要がある。

- ① 第 7 条とは別に新規で大会エントリー・選手最大 30 名の登録を行うことができる
- ② 前号の選手は第 5 条を満たす者に限る
- ③ 背番号は 1 から 30 番の連番とする
- ④ 本制度は試合当日キックオフ時刻の 3 時間前までに所定手続きを完了する必要がある
- ⑤ この特例登録制度を適用した場合、最初に適用した節を含み 3 節分は本特例登録選手で実施するものとする
- ⑥ 本制度の適用解除となった場合は、当初の第 7 条に基づく登録選手で試合を実施する

第 27 条〔開催要項の変更について〕

本連盟が必要と判断した場合には、本開催要項を変更することができるものとする。この場合、本連盟は大会参加チームへの連絡や本連盟のウェブサイトへの掲載等の適切な方法にて、本開催要項を変更する旨及び変更後の本開催要項の内容並びにその効力発生日を周知するものとする

第 28 条〔懲罰権〕

本リーグ戦は、JFA「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設置し、本大会における懲罰事案については、一般社団法人関東サッカー協会から懲罰権の委任を受けた同大会規律委員会が懲罰を科すものとする

※その他特記事項

（1）大会への参加について

本大会に参加したチームは、本連盟が定める「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守したうえで、本大会に参加したものとみなす。また、本大会に参加したチームは、本大会に参加後、新型コロナウイルスに罹患した選手又は関係者がいたとしても、その罹患について、本連盟は何ら責任を負わないことを予め承諾したものとみなす

（2）大会が不成立となった場合の昇格について

本大会が実施出来なかった場合でも、当該年度の関東大学サッカーリーグ戦 [2 部] にて降格が決まった場合には、計 2 チームが昇格できることとし、その方法は抽選となる

（3）締め切り厳守についての注意喚起

参加申込期日は必ず厳守するものとし、故なく遅延した場合は原則大会参加を停止するため注意すること

※ ホームページ掲載にあたり項目を一部省略しております。